

関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務
公募型プロポーザル実施要領

(業務の目的)

第1条 この実施要領は、関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務（以下「業務」という。）において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

(業務の内容)

第2条 地域の課題解決を目的とした県内地域づくり団体等が実施するプログラムに県外在住者が参加できる仕組みを構築し、地域外の人々が気軽にかつ持続的に関わる「とっとり関係人口」の創出を目指すことを目的として、モデルプログラムの造成・実施等を行う。なお、詳細は関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務仕様書のとおりとする。

(予算額)

第3条 予算額は、金 13,127,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(業務期間等)

第4条 業務期間は、契約締結日から令和8年3月10日までとする。

2 契約者、契約担当部局、審査資料等の提出場所は、次のとおりとする。

(1) 契約者

鳥取県知事 平井 伸治

(2) 契約担当部局

鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働参画課

(3) 提出場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働参画課

(参加資格要件)

第5条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 本件調達の公告日から企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を

有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア イベント・広告・企画のイベント企画・運営

イ その他の委託等の研修業務

ウ その他の委託等のその他

(スケジュール)

第6条 契約の締結に至るまでの手続及び時期はおおむね次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 調達公告 | 令和7年5月29日(木) |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年6月3日(火) |
| (3) 質問に対する回答期限 | 令和7年6月9日(月) |
| (4) 企画提案参加申込書等の提出期限 | 令和7年6月13日(金) |
| (5) 参加資格有無通知期限 | 令和7年6月17日(火) |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和7年6月27日(金) |
| (7) 審査会開催(プレゼンテーション及び審査の実施) | 令和7年7月上中旬予定 |
| (8) 審査結果の通知 | 令和7年7月中旬予定 |
| (9) 契約締結等の協議及び見積り依頼 | 令和7年7月中旬予定 |
| (10) 契約締結 | 令和7年7月下旬予定 |

2 実施要領等の交付については、次のとおりとする。

(1) 交付方法

令和7年5月29日(木)から同年6月27日(金)までの間に、インターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働参画課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/323083.htm>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

(2) 交付期間及び時間

令和7年5月29日(木)から同年6月27日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働参画課

電 話 0857-26-7091 ファクシミリ 0857-26-8870

電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

(4) 交付資料

ア 関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務公募型プロポーザル実施要領

イ 企画提案参加申込書(様式第1号)及び公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)

ウ 関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務仕様書

エ 企画提案書等作成要領(以下「作成要領」という。)

(企画提案参加申込書等の提出)

第7条 このプロポーザルに参加しようとする者は、企画提案参加申込書(様式第1号)及び公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)を作成し、令和7年5月29日(木)から同年6月13日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに第6条第2項第3号の場所に持参又は郵便等の方法により提出する(必着)。ただし、郵便等による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

2 前項の定めにより提出のあった書類を審査の上、プロポーザルへの参加資格の有無を確認する審査を行い、その結果を令和7年6月17日(火)までに通知する。

3 前項に定める審査によりプロポーザルへの参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、プロポーザルへの参加資格がないとした理由について、令和7年6月18日(水)正午までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

4 前項の定めにより説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年6月20日(金)までに書面により回答する。

(企画提案書等の作成及び提出)

第8条 企画提案書等は、作成要領に基づき作成するものとする。

(1) 提出方法

持参又は郵便等の方法により提出すること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

(2) 提出場所

第6条第2項第3号に同じ。

(3) 提出期間及び時間

令和7年6月18日(水)から同月27日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする(必着)。

2 提案者は、業務を一括して第三者に委託(請負を含む。以下「再委託」という。)することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は本業務に関する助言等を受ける予定の者(以下「協力者等」という。)の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1の(1)ア(イ)の「事業の実施体制及びスケジュールを明らかにする書類」に記載すること。

3 企画提案書等の作成にあたって質問がある場合は、質問書(任意様式)を作成し、電子メールにより第6条第2項第3号に定める場所に令和7年6月3日(火)午後5時15分までに提出すること。当該方法以外の方法による質問の提出は、受け付けない。なお、電子メールを送信する際は、件名に「関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務」と記載すること。

- 4 前項により提出された質問及び当該質問に対する回答は、令和7年6月9日（月）までにインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働参画課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/323083.htm>）によりまとめて閲覧に供する。

（審査会の設置）

第9条 鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、とっとり関係人口マッチング・交流サイト構築事業公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は企画提案等の内容を審議し、順位を決定するものとする。
- 3 審査会は5名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- 4 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

詳細の日時及び場所については、企画提案書等を提出した者に別途連絡する。

（1）日時（予定）

令和7年7月上中旬（平日）

（2）場所（予定）

鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県庁内会議室

（3）参加条件

プレゼンテーションは1提案につき20分以内とすること。
なお、実施時間の10分前には受付を済ませること。

（4）その他

- ア 審査会で使用する資料は企画提案書提出時の資料のみとし、追加資料配布は認めない。
- イ プレゼンテーション終了後、10分間程度の質疑応答を行う。
- ウ 情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

（評価方法）

第10条 鳥取県は、関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務評価要領（以下「評価要領」という。）を定め、審査会は当該評価要領に基づいて評価を行う。

（提案者の失格）

第11条 鳥取県は、提案者のうち審査委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

（最優秀提案者の選定方法）

第12条 第10条により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。
なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

（審査結果の通知、公表）

第13条 鳥取県は、審査結果を参加者全員に文書で通知するものとする。
その概要をインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働参画課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/323083.htm>）で公表するものとする。

(契約の締結)

第 14 条 鳥取県は審査会による審査の結果、評価要領に基づき最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、評価要領により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。また、契約の相手方候補者が、企画提案書等の提出日から業務の契約締結日までに指名停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約を無効とし、評価要領により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(契約保証金)

第 15 条 契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規則により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(企画提案書等の取扱い)

第 16 条 企画提案書等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等は原則として返却しない。
- (2) 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (3) 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。また、選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) 企画提案書等の提出後の差替え及び追加、削除等は原則として認めない。

(契約の解除)

第 17 条 受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参

加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働企画課課長が別に定める。

2 企画提案書等の無効

(1) 第 5 条各号に掲げる参加資格のない者又は第 7 条第 1 項に掲げる有効な提出書類を提出期限までに提出のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書等は、無効とする。

3 その他留意事項

(1) 契約の締結に当たり、仕様書中の契約事項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

(2) 仕様書中の契約事項を契約書に記載する場合において、契約書全体の様式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 29 日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。

(様式第 1 号)

企 画 提 案 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(提出者)

会 社 名
所 在 地
代表者職・氏名

(連絡責任者)

所 属
職 ・ 氏 名
電 話 番 号
ファクシミリ
電 子 メ ー ル

令和 7 年 5 月 2 9 日付け調達公告に係る下記調達の公募型プロポーザルに参加したいので、下記のとおり資料を提出します。

なお、添付書類の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 調達件名 関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務
- 2 提出資料 公募型プロポーザル参加資格確認書 (様式第 2 号)

(様式第 2 号)

公募型プロポーザル参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務

- 1 当社は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者です。
- 2 当社は、法人格を有しています。
- 3 当社は、本件調達公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、企画提案書の提出期限までに指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 当社は、本件調達公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てを行われた者ではありません。
また、企画提案書の提出期限までに再生手続開始又は再生手続開始の申立てを受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社は、令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者です。
ア イベント・広告・企画のイベント企画・運営
イ その他の委託等の研修業務
ウ その他の委託等のその他

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

(提出者)

会 社 名
所 在 地
代表者職・氏名

(連絡責任者)

所 属
職 ・ 氏 名
電 話 番 号
ファクシミリ
電 子 メ ー ル